

講義テーマについて、「教育相談研修会」は各学校における支援の中核を担う少数のキーパーソンが対象であったことから、発達障害についての専門的知識や技術に関する内容に設定した。他方、「特別支援教育研修会」はキーパーソンに専門的なサポートを受けながら個別の指導に当たる現場教員が大半であるため、個々の事例に対応するための個別指導計画の作成の仕方やコツといった内容に設定した。

2. スーパーバイザー

A市の「スーパーバイザー事業」とは、発達障害の専門職に巡回相談を依頼する事業である。複数のスーパーバイザーが市内の小中学校を個別に巡回し、発達障害を持ち（または疑われ）、支援ニーズをかかえる児童について、主に教員に対するコンサルテーションによる支援を行うものである。個別の事例についてコンサルテーションを行うが、1回の巡回につきコンサルテーションを行う事例数は、原則として2事例までということになっている。今回の派遣では3校、計9回、延べ18事例を扱った。なお巡回の目的は、個別の事例における問題解決だけでなく、教員の支援技量向上や学校の問題解決力向上も含まれているため、コンサルテーションは担任教員だけでなく、校長や教頭、先述の支援のキーパーソンも含めて行われる。また希望があれば、保護者が同席することもある。

コンサルテーションとは従来、コンサルタントが問題解決の選択肢を複数提示し、コンサルティがそれらの中から有効と思われるものを判断し実施するのが一般的である。しかしながらこの一般的なやり方では、教員が自力で考え、自発的に取り組むわけではないため、教員の支援技量向上や学校の問題解決力向上はあまり期待できない。したがって今回のスーパーバイズでは教員や学校の力を向上させることを企図し、指示や助言というよりも、主に協議というかたちをとった。また原則として、受容・共感・傾聴を手段としてなるべく自力での問題解決に導く「来談者中心療法」と呼ばれる心理療法を援用し、また自力での問題解決が難しい場合には、教員に対してお手本を見せたり（モデリング）、教員とともに繰り返しの練習をしてみる（リハーサル・ロールプレイ）等といった「行動療法」と呼ばれる心理療法を適宜援用した。

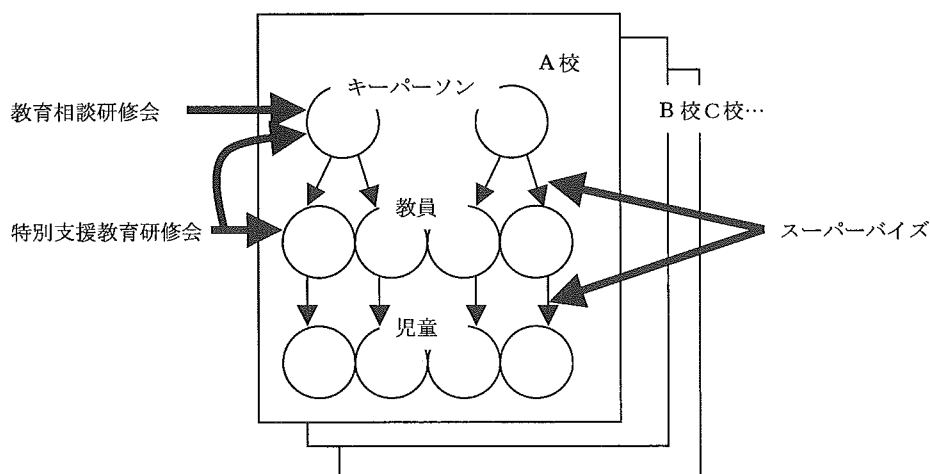


図 今回の派遣の全体像（矢印は支援の方向）

表 2. 実施回数と内容の例

教員研修会		スーパーバイザー		
回数		学校数	実施回数	事例数
教育相談研修会	特別支援教育研修会	3校	9回	18事例
2回	1回	相談形態	支援方略（対教員）	
内容		協議	<ul style="list-style-type: none"> ・来談者中心療法 ・行動療法 	
教育相談研修会	特別支援教育研修会	支援方略（対児童）		
発達障害児の障害特性及び支援方法	個別の教育支援計画および個別指導計画の立て方	<ul style="list-style-type: none"> ・構造化 ・応用行動分析的方法 etc. 		

結果

今回の派遣は、いずれも実践の文脈で行っているため、フォーマルな評価は実施できていない。教員研修会についてのインフォーマルな評価として、一部の現場教員や関係者に意見を聴取したところを総合すると、「教育相談研修会」は概ね好評で、現場において活用できる情報を十分に得られたとのことであった。他方、「特別支援教育研修会」は肯定的な意見だけでなく、「やや内容が濃密過ぎてわかりづらい点があった」という否定的な意見も一部にあった。

スーパーバイズについてもフォーマルな評価はできていないが、大半の事例において状態の改善がうかがわれた。その一例として、頻繁に原因不明のパニックを起こしていた小学校4年生（通常学級）男児の事例を、エピソード記録及び私信をもとに報告する。

対象児は、原因不明の泣き叫びや他害行動等を含む大きなパニックを起こし（平均1回/週程度）、自殺未遂にまで至った経緯のある緊急性の高い事例であった。問題の分析を行ったところ、(1) 対象児に自閉症の疑いがある、(2) 周囲から叱責されることが非常に多い、という2点が問題点として挙げられた。そこで保護者に専門医を受診してもらったところ、自閉症の診断がなされ、生活中での支援の助言を受けられた。そしてスーパーバイザーと担任教員が協議のもと、自閉症向けの支援（主に視覚支援）を行なうこととし、叱責を減らすようにした。そうしたところ、半年と経たないうちにパニックは全く見られなくなった。またその後、支援の原則を学校全体で共有することにより、学年や教員がかわっても安定した生活を送り続けられている。

この事例では、スーパーバイザーだけでなく保護者や専門医と教員が連携できたこと（専門医は保護者を介しての連携）や、スーパーバイザーが先述の心理療法を援用しながら（指示・助言でなく）教員と協議したこと、そして事例に関する諸情報を学校全体が共有した

こと等が効を奏して教員の支援技量向上（パニック生起回数が平均 1 回／週から 0 回にした）や、学校の問題解決力向上（学年や教員がかかわってもパニック生起回数 0 を維持した）が図られたと考える。

考察

今回の心理療法士の派遣では、机上（教員研修会）と実地（スーパーバイズ）の両側面に対し、教員自身や学校全体をエンパワメントする方向性で支援を行なった。エンパワメントする方向性とは、権威者による一方的な指示・助言ではなく、その学級や学校、地域の実情を吸い上げながら実現可能な方法を支援者と教員が協働で模索し、そうした過程の中で教員や学校、地域の力を強めていこうとする方向性のことである。

こうした支援の結果、心理療法士が関わった個々の事例については、教員の支援技量向上や学校の問題解決力向上がうかがわれた。しかしながら心理療法士が直接関わっていない事例や学校についてはサンプリングやフォーマルな評価がなされていないため、効果のほどは未知数である。今後はこうした支援の効果が、様々な事例や教員、学校に波及しているかどうか判断するために、サンプリングやフォーマルな評価を行なう必要があるだろう。

今回の支援は施設の専門家が行なったものであるが、**IBR** ではないと考えている。この **IBR・CBR** とは、先述の通り、「場所が施設か／地域か」「人が専門家か／非専門家か」という形式的な側面のみを定義した概念ではない。むしろ、「支援者と被支援者が上下の治療関係にあるか／横の支援関係にあるか」ということや「支援が一般論をもとにした一方的なものか／地域の実情を勘案した柔軟性のあるものか」といった支援の過程や価値観についての違いに重きを置く概念であることは肥後（2003）が説明する通りである。こうした意味において今回の支援は **CBR** の実践を企図したものであった。

近年、障害のある人々の地域支援や「脱施設」といった言葉を目にすることが多くなった。しかしながらこの **CBR** の考え方に学べば、障害のある人を単に地域に出すことや、支援者が単に施設の外に巡回に出ることと、障害のある人やその周囲の人々の人間としての尊厳を守り、真の意味で支援することとはイコールではない。地域に出ても **IBR** 的支援になってしまう場合もあれば、施設が **CBR** の実践を支援したり、施設の中で **CBR** 的支援を行ったりすることも可能であろう。今日、障害のある人々に対する地域支援は、制度や拠点の整備は進められつつあるが、今後はこうした支援の過程や価値観といった側面にも注目が集まって然るべきだと考える。

文献

- 21 世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 (2001) 21 世紀の特殊教育の在り方について—一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について—. 文部科学省.
- 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 (2003) 今後の特別支援教育の在り方について (最終報告). 文部科学省.
- 肥後祥治 (2003) 地域社会に根ざしたリハビリテーション (CBR) からの日本の教育への示唆. 特殊教育学研究, 41 (3), 345-355.

平成17年度厚生労働省障害保健福祉総合研究
知的障害者の地域移行を困難にする二次的障害とその対策
に関する研究

主任研究者 遠藤 浩
平成18年3月発行

編集 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
印刷 上武印刷株式会社
